

基本構想





基本構想

1 目指すべき都市像

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

本市は、北は多島美を誇る瀬戸内海、南は緑深い讃岐山脈まで続く、風光明媚で豊かな自然と都市機能が調和した海園・田園都市としての魅力と特質を有しています。

また、いち早く、人口減少、少子・高齢社会の到来を見据え、拡散型から集約型まちづくりへの転換やコミュニティの再生など、コンパクトで持続可能なまちづくりの礎を築きながら、県都及び広域都市圏の中心市、さらには、四国の中枢管理都市として発展を続けています。

我が国は、今、人口減少、少子・超高齢社会の本格的な到来を迎えました。

そうした中、これからも、活力を失わず、誰もが暮らしたい、訪れたいと思えるような、魅力あるまちとして、本市を次世代に継承していかなければなりません。

そのためには、一人一人の多様性が尊重される中で、地域の絆、人の絆を大切にし、市民の笑顔があふれ、そして、全ての市民が暮らすことに誇りの持てるまちづくりに取り組むことが必要です。

さらには、温暖な気候に恵まれ、災害が比較的少なく暮らしやすい地域特性をいかしながら、産業振興、経済の活性化はもとより、観光振興による交流人口の増加を図るとともに、文化芸術・スポーツなど創造的な活動を活発化させ、本市の都市ブランドイメージの向上を図ることにより、瀬戸の都・高松の魅力を発信していくことが大切です。

そうすることで、人口減少社会にあっても、人とまちが活気にあふれ、全ての人が心豊かに暮らせるまちになると考えます。

このような考えに基づき、本市の目指すべき都市像を、「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」とします。

2 目標年次

平成35（2023）年度を目標とします。





基本構想

3 まちづくりの目標

本市は、目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現していくために、次のとおりまちづくりの目標を掲げ、推進していきます。

目標1 健やかにいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉の連携の下、子どもの成長への支援など、子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築や障がい者の自立支援など、支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成に努めます。

また、健康づくりや医療体制の充実など、市民一人一人が健康で元気に暮らせる環境づくりを推進し、健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

目標2 心豊かで未来を築く人を育むまち

男女共同参画社会の形成とともに、学校教育の充実や青少年の健全育成など、社会を生き抜く力を育む教育の充実を図るほか、生涯学習の推進により、心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成に努めます。

また、人権尊重意識や平和意識の普及・高揚により、基本的人権を尊重する社会の確立に努め、心豊かで未来を築く人を育むまちの実現を目指します。

目標3 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち

商工業や農林水産業の振興、特産品の育成・振興とブランド力の向上、就業環境の充実を図る中で、地域を支える産業の振興と経済の活性化に努めるとともに、文化芸術活動の振興、文化財の保存と活用により、文化芸術の振興と発信に努めます。

また、元気を生み出すスポーツの振興を図るほか、観光客の受入環境整備や誘致を推進し、訪れたい観光・MICE（マイス）の振興に努めるとともに、国際・国内交流の推進と移住・交流の促進を図る中で、多文化への理解を深める交流の推進や定住を促進し、産業の活力と文化の魅力にあふれる創造性豊かなまちの実現を目指します。

目標4 安全で安心して暮らし続けられるまち

災害や事故などから市民を守るため、安全で安心して暮らせる社会環境の形成を図るとともに、市民一人一人が環境問題への認識を深め、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成に努めます。

また、市民生活における快適性と安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努め、安全で安心して暮らし続けられるまちの実現を目指します。

目標5 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち

多核連携型コンパクト・エコシティの推進とともに、景観の保全・形成・創出に努め、コンパクトで魅力ある都市空間の形成を図るほか、公共交通機関や自転車が利用しやすい、快適で人にやさしい都市交通の形成を図ります。

また、激しさを増す都市間競争において、本市の拠点性を更に高めるため、交通網の整備や利用促進、中心市街地の活性化などにより、拠点性を発揮できる都市機能の充実に努め、環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまちの実現を目指します。

目標6 市民と行政がともに力を発揮できるまち

市民と行政の適切な役割分担の下、地域コミュニティの自立・活性化や行政の透明性の向上を図ることにより、参画・協働によるコミュニティの再生を図るとともに、国・県を始め、大学や民間など、相互の特長をいかした多様な連携を推進します。

また、職員力の向上を図るとともに、効率的で効果的な行財政運営を推進し、健全で信頼される行財政運営の確立に努める中で、市民と行政が共に力を発揮できるまちの実現を目指します。



基本構想

4 施策の大綱

まちづくりの6つの目標の実現に向けて、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として、次のとおり定めます。

1 健やかにいきいきと暮らせるまち

《 政策の方針 》

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実

子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実を図るため、母子の健康の確保と増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、子どもの生きる力を育てる教育や体験学習環境の整備・充実に努めるとともに、障がいのある子どもや様々な理由により配慮が必要な子どもを始め、全ての子どもが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう、子どもの成長への支援に努めます。

また、子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、地域社会全体で支援するとともに、男女が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育て家庭への支援に努めます。

政策2 支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成

支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成を図るため、ユニバーサルデザインの普及啓発や、福祉施設の適正な運営など、地域福祉の推進に努めるとともに、高齢者が、住み慣れた地域社会で共に支え合い、健康で生きがいを持ち、尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

また、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等を行えるよう支援するほか、障がい者の個性に応じた支援を推進するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援や、社会的障壁の除去と合理的配慮の普及に向けた取組を推進するなど、障がい者の自立支援と社会参加の促進に努めます。

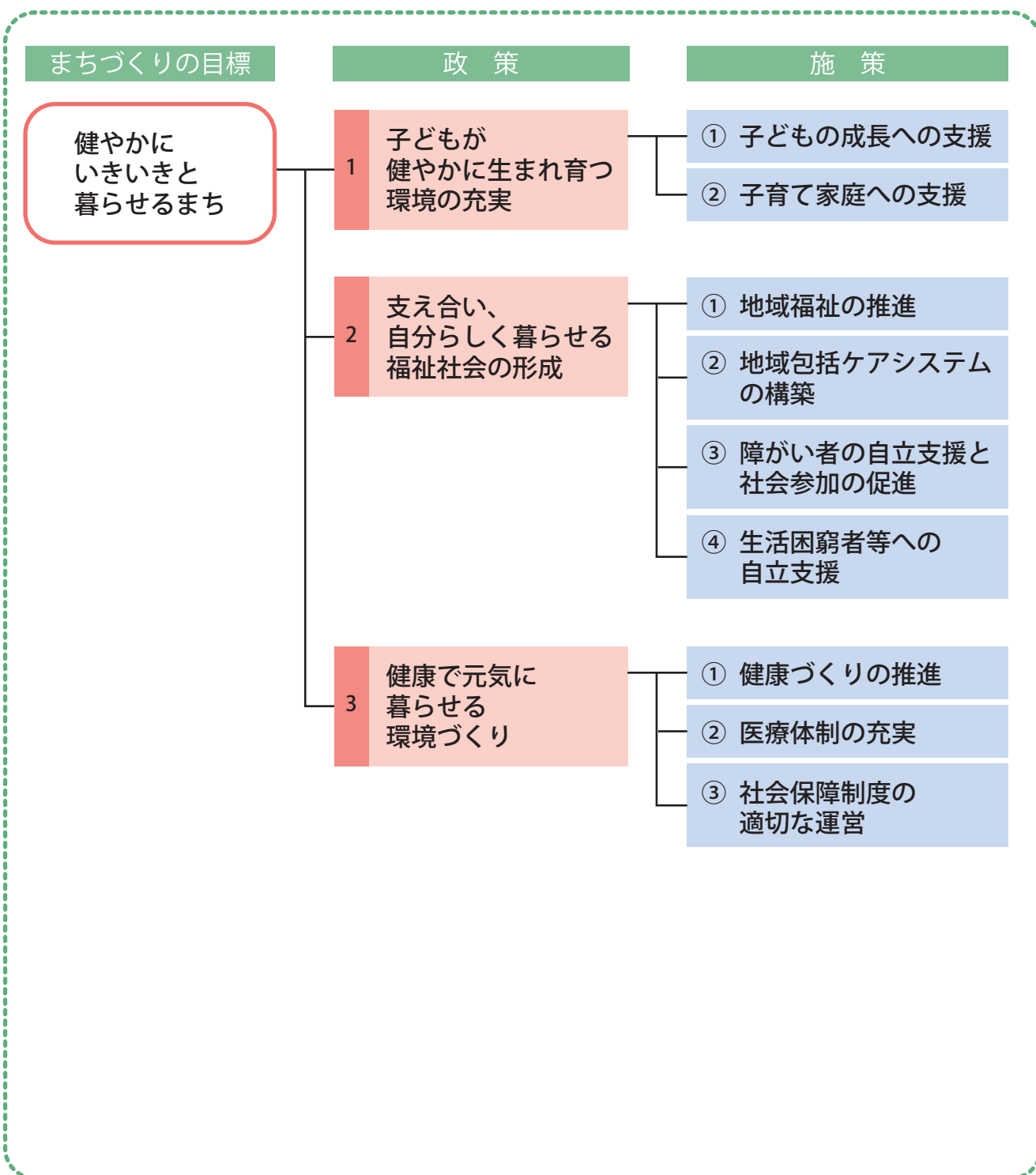
また、生活困窮者等について、早期の自立に向けた支援等を推進します。

政策3 健康で元気に暮らせる環境づくり

健康で元気に暮らせる環境づくりを図るため、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指し、健康づくりの普及啓発や生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を推進し、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康づくりの推進に努めるほか、感染症の発生予防、まん延防止に努めます。

また、医療人材の確保や監視指導などによる医療機関等の適正な運営の確保とともに、市立病院の充実や、救急医療体制の確保に努め、市民が安心できる医療体制の充実を図ります。

また、国民健康保険を始め、介護保険や後期高齢者医療などの社会保障制度の適切な運営に努めます。





基本構想

2 心豊かで未来を築く人を育むまち

《 政策の方針 》

政策1 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成を図るため、社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進するとともに、基本的人権としての男女平等の実現に向けた取組を着実に推進します。

また、長時間労働の是正等による働き方改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、女性の活躍とワーク・ライフ・バランスを推進し、男女が共に、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の推進に努めます。

政策2 社会を生き抜く力を育む教育の充実

社会を生き抜く力を育む教育の充実を図るため、次代を担う青少年が、心豊かにたくましく育つよう、基礎・基本を身につける確かな学力の育成や豊かな心と体を育てる教育の推進など、学校教育の充実を図るとともに、学校教育施設の整備や教育機能と就学支援の充実などの学校教育環境の整備、大学等高等教育の充実に努めます。

また、家庭及び地域の教育力の向上を図るとともに、青少年の健全育成や、子どもの安全確保対策を推進します。

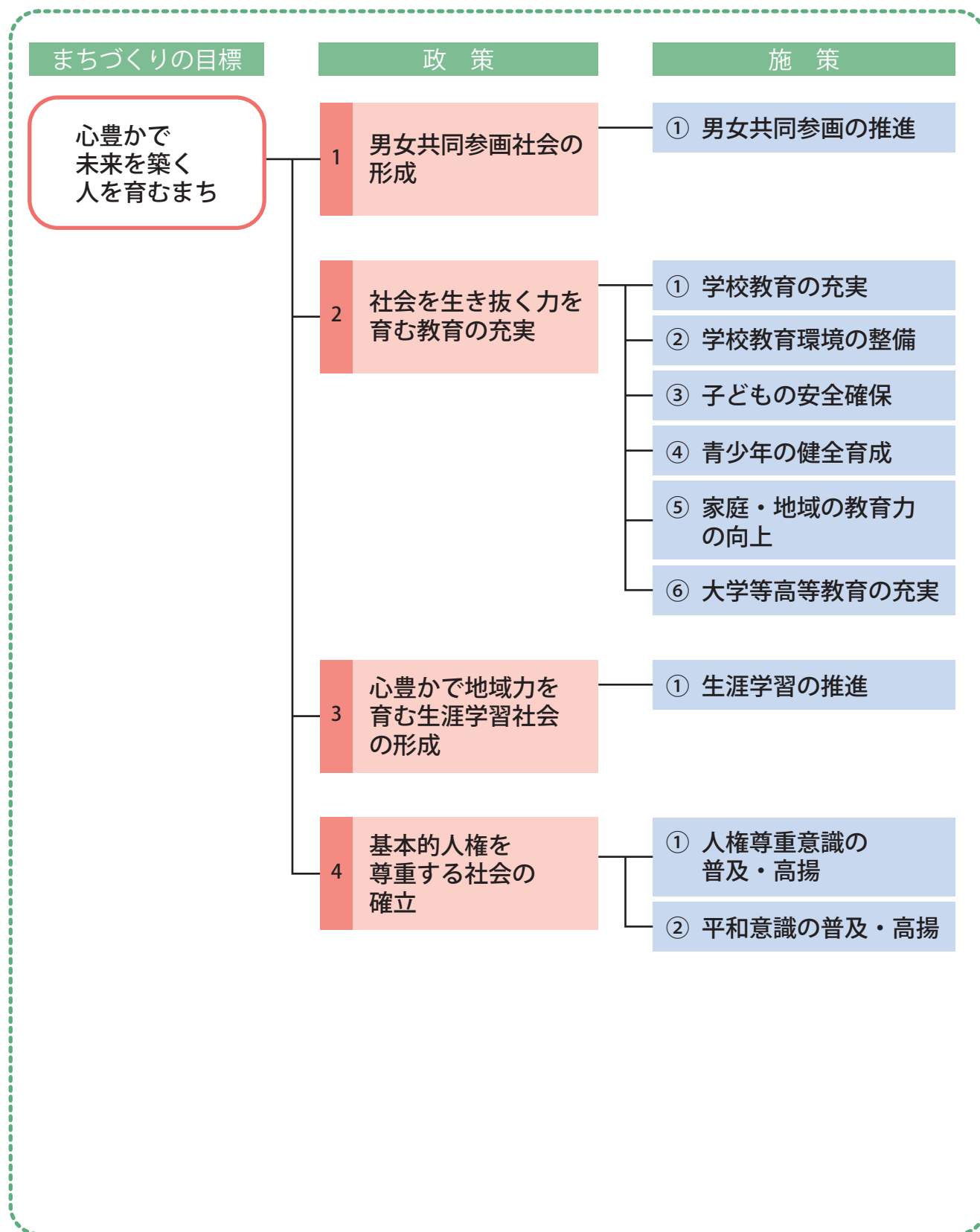
政策3 心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成

心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成を図るため、生涯学習センターを始めとした学習機会の充実や学習施設・機能の充実により、生涯学習を推進します。

政策4 基本的人権を尊重する社会の確立

基本的人権を尊重する社会の確立を図るため、同和問題を始めとする様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発を推進するとともに、人権啓発活動拠点の機能を充実し、人権を大切にする社会づくりを進めます。

また、平和意識の高揚を図るため、平和記念館を中心に、平和意識の普及啓発に取り組み、平和を大切にする社会づくりを推進します。





基本構想

3 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち

《政策の方針》

政策1 地域を支える産業の振興と経済の活性化

地域を支える産業の振興と経済の活性化を図るため、市外からの企業の誘致及び市内の中小企業等の支援による雇用の創出や、商店街のにぎわいづくりを推進し、商工業の振興に努めるほか、農地や森林の保全や、安全・安心で良質な農水産物の生産を振興するとともに、生鮮食料品等の流通の強化など、農林水産業の振興を図ります。

また、庵治石や盆栽、漆器など特産品の育成と振興に努めるとともに、効果的な情報発信を行うなど、ブランド力の向上に向けた取組を推進します。

また、いきいきと働ける環境の充実のため、就業支援を推進するとともに、勤労者福祉の充実に努めます。

政策2 文化芸術の振興と発信

文化芸術の振興と発信を図るため、瀬戸内国際芸術祭や高松国際ピアノコンクールの開催を始め、市民の近くに出向いて行う、文化芸術のアウトリーチ活動など、優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるほか、文化芸術施設の整備と機能の充実に努めるとともに、学校と連携したプログラムの推進や菊池寛の顕彰事業など、教育普及活動や効果的な情報発信を図ります。

また、国の特別史跡讃岐国分寺跡や史跡高松城跡、史跡石清尾山古墳群の整備など、長い歴史と伝統に育まれ、伝承されてきた文化財の保存と活用に努めます。

政策3 元気を生み出すスポーツの振興

元気を生み出すスポーツの振興を図るため、スポーツ活動の促進や屋島陸上競技場などスポーツ施設の整備を行うほか、市民スポーツフェスティバルの見直しやスポーツ関係団体間の連携強化に取り組むとともに、地域密着型トップスポーツチームの支援や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う事前合宿の誘致等により、市民が、スポーツを「する、観る、支える（育てる）」ことのできる環境を整えます。

政策4 訪れたくなる観光・MICE（マイス）の振興

訪れたくなる観光・MICE（マイス）の振興を図るため、観光に携わる様々な主体が連携・協力し、魅力あるイベントの振興など、観光資源の活用と創出に取り組むとともに、旅行者が安心して快適に、移動、滞在、観光ができる受入環境を整備します。

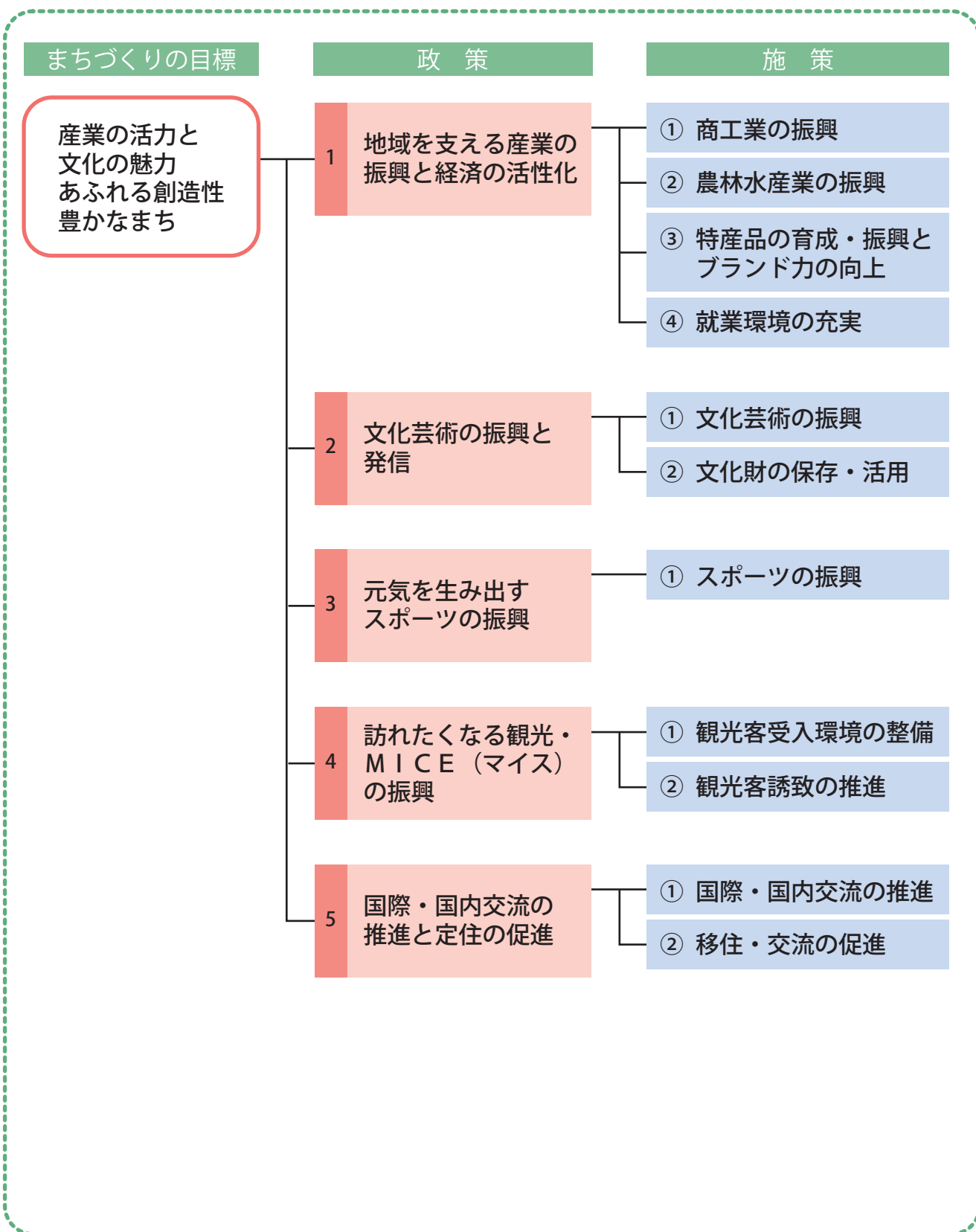
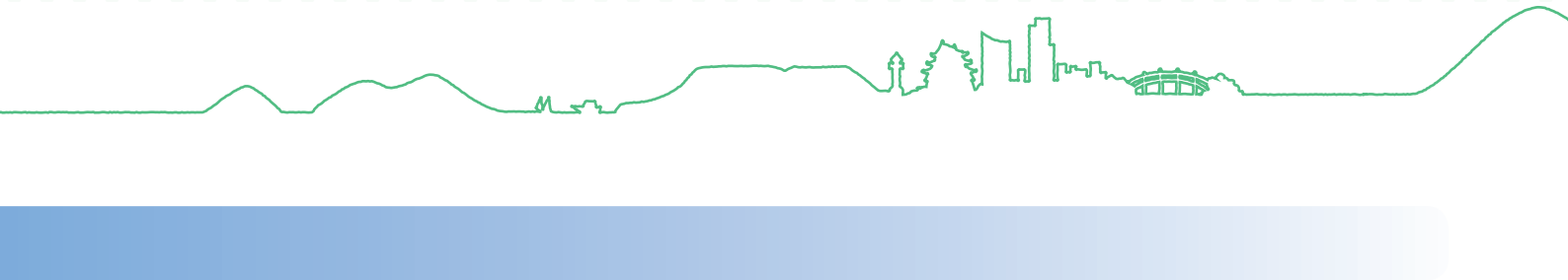
また、本市の観光都市としてのブランドイメージを創出するとともに、国内外への、様々な媒体を活用した効果的・戦略的な情報発信と、MICE（マイス）による観光客誘致の推進に努めます。

政策5 国際・国内交流の推進と定住の促進

国際・国内交流の推進と定住の促進を図るため、海外の姉妹・友好都市等との親善交流や民間団体への助成を通して、国際交流の推進を図るとともに、地域に暮らす全ての人々が文化や習慣の違いを認めながら、共に生活していく多文化共生のまちづくりを進めます。

また、国内の各都市との交流を推進することにより、交流人口の増加や地域の活性化に努めます。

また、移住フェアでの情報発信や地域おこし協力隊の受入など、移住・交流の促進に努めます。



基本構想



基本構想

4 安全で安心して暮らし続けられるまち

《 政策の方針 》

政策1 安全で安心して暮らせる社会環境の形成

安全で安心して暮らせる社会環境の形成を図るため、防災体制の整備・充実により、南海トラフ地震を始めとする各種災害への対応能力の向上を図るとともに、災害・緊急時において、迅速かつ的確に対応できる消防・救急の充実強化や防災・減災対策の充実に努めます。

また、交通事故のない社会を目指し、市民及び警察等関係機関と連携した取組など、交通安全対策の充実に努めます。

また、防犯体制の整備や食品・環境衛生対策など生活衛生の向上、消費者の権利保護と自立促進に努めます。

政策2 環境と共生する持続可能な循環型社会の形成

環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るため、ごみの減量と再資源化を推進するとともに、一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理や不法投棄の防止に努めます。

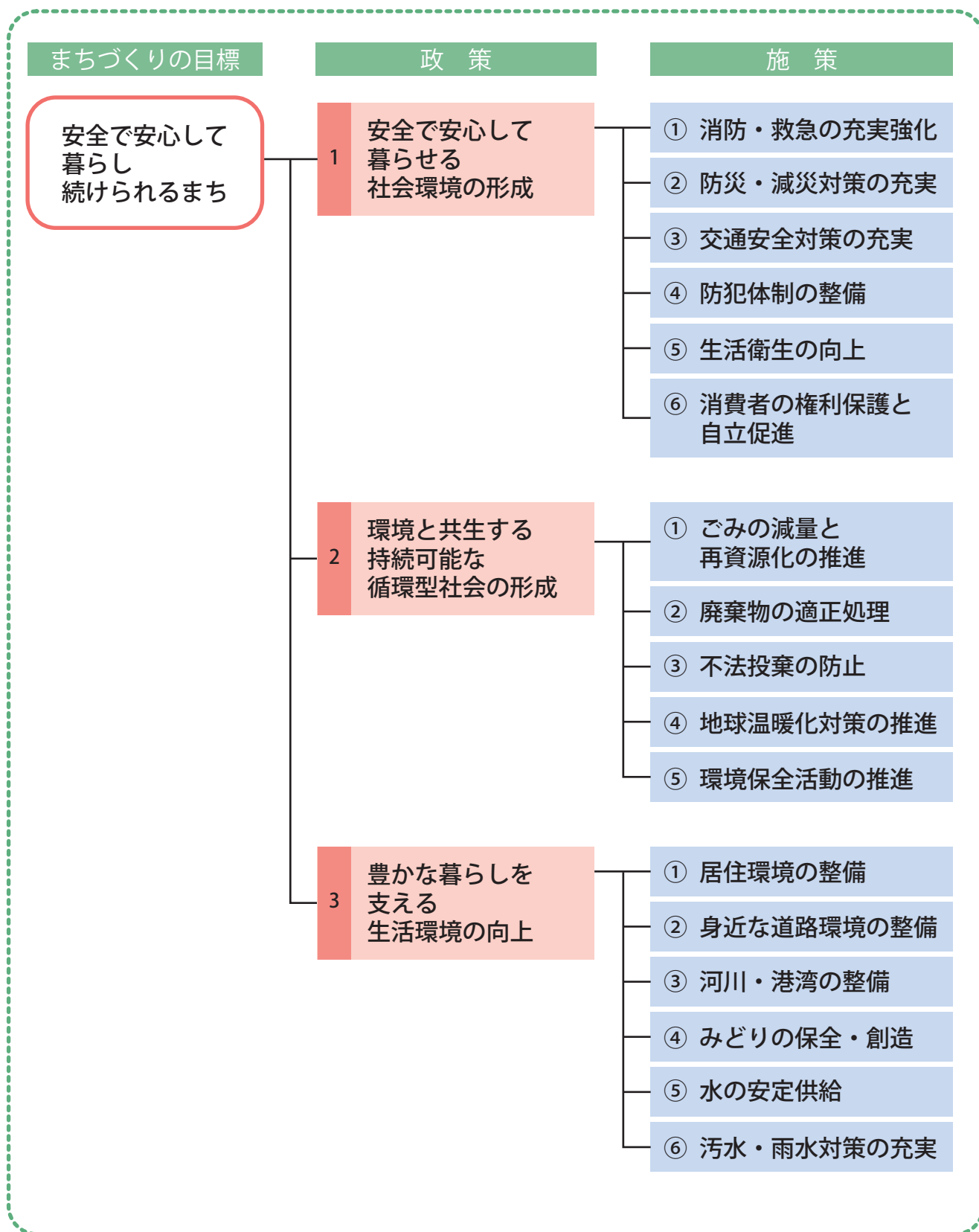
また、環境保全意識の啓発等の環境保全活動を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用促進などの地球温暖化対策を行い、低炭素社会の構築を目指します。

政策3 豊かな暮らしを支える生活環境の向上

豊かな暮らしを支える生活環境の向上を図るため、生活道路・公園の整備、緑の保全・創造を始め、良好な居住環境の整備や地籍調査の推進など、生活基盤の整備・充実に努めます。

また、自己処理水源の確保を始め、浄水場の老朽設備等の更新や耐震化、県内水道広域化などに取り組み、安定給水の確保を図るとともに、水質検査体制の充実による安全で良質な水の供給や持続可能な水環境の形成に努めます。

また、汚水・雨水対策の充実に努めるとともに、港湾・漁港の整備や河川・水路環境の保全に努めるなど、都市基盤の充実・強化を図ります。





基本構想

5 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち

《 政策の方針 》

政策1 コンパクトで魅力ある都市空間の形成

コンパクトで魅力ある都市空間の形成を図るため、人口減少、少子・超高齢社会においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるコンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、地域における拠点性の確保を図るなど、多核連携型コンパクト・エコシティの推進に努めます。

また、自然・都市・歴史・文化の調和した、誰もが暮らしたい、訪れたいと感じる、美しいまちの実現に向け、景観の保全・形成・創出に努めます。

政策2 快適で人にやさしい都市交通の形成

多様な交通が有機的に連携した快適で人にやさしい都市交通の形成を図るため、過度に自動車に依存せず、誰もが安全で快適に移動することができるよう、生活バス路線の確保、離島航路への支援など、公共交通機関の充実・強化や主要な駅等におけるパーク・アンド・ライドの推進など、公共交通の利便性の向上を図ります。

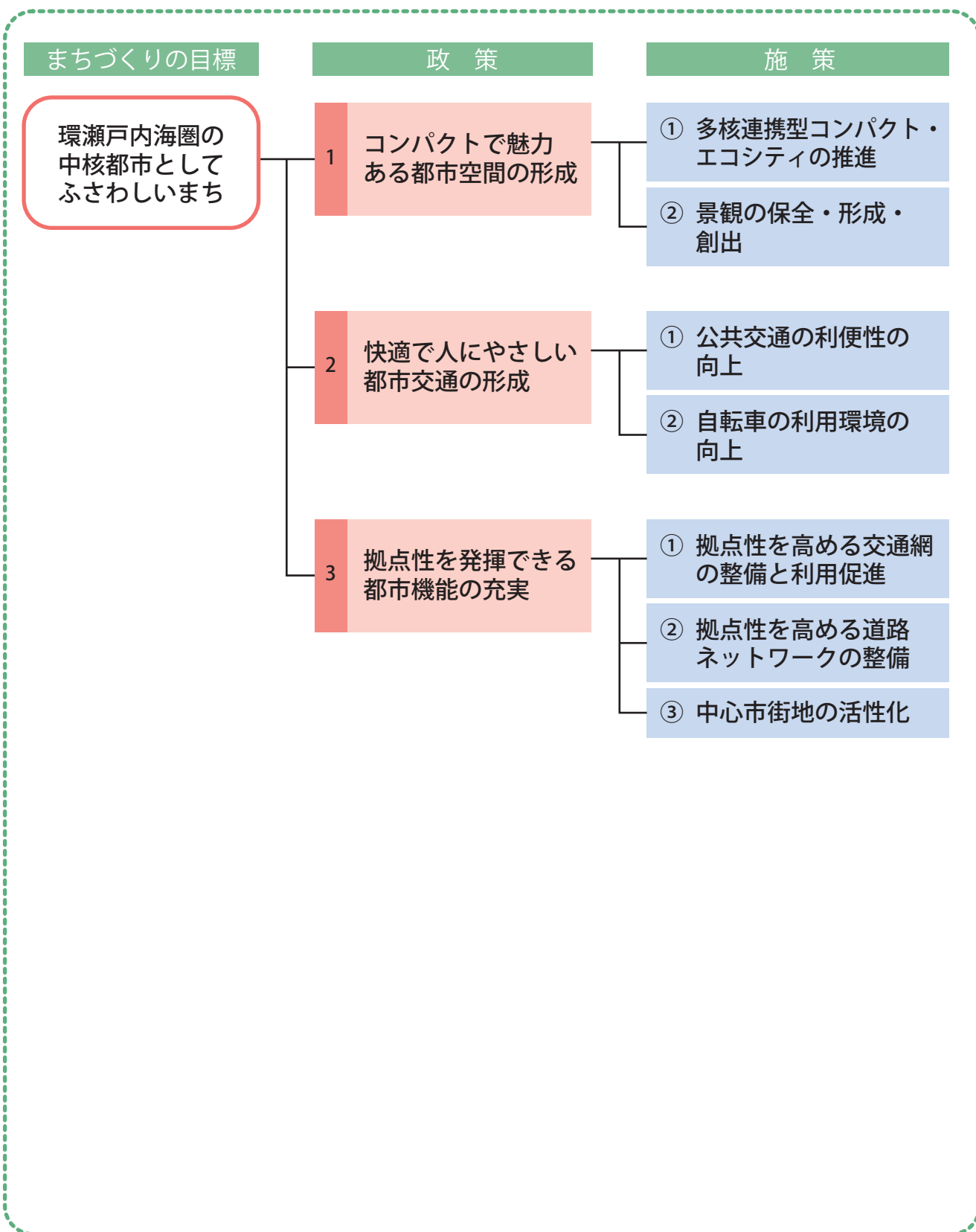
また、自転車利用者と歩行者の双方が道路を安全で快適に利用できるよう、駐輪場や自転車走行空間の確保を始め、レンタサイクルや放置自転車対策などの事業を進めるとともに、自転車利用者のマナー向上に努めます。

政策3 拠点性を発揮できる都市機能の充実

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高め、拠点性を発揮できる都市機能の充実を図るため、高松空港や高松港の機能強化、四国への新幹線の導入促進など、拠点性を高める交通網の整備と利用促進を進めます。

また、都市計画道路等の整備により、道路交通の円滑化・安全性の向上など、拠点性を高める道路ネットワークの整備を進めます。

また、ウォーターフロントの魅力をいかしながら、サンポート高松など中心市街地の機能強化を図るとともに、魅力ある商業・業務空間の形成やまちなか居住を促進し、人々の回遊性を高めるなど、中心市街地の活性化に努めます。





基本構想

6 市民と行政がともに力を発揮できるまち

《 政策の方針 》

政策1 参画・協働によるコミュニティの再生

参画・協働によるコミュニティの再生を図るため、新しい公共の担い手として、地域コミュニティ協議会が地域社会の中心的な役割を果たし、地域のまちづくりが活性化するように、組織体制の充実を図るとともに、地域のリーダー養成や地域コミュニティ協議会事業への財政支援などを行い、地域コミュニティの自立・活性化に努めます。

また、多様なパートナーシップの下、市民やNPOなど市民活動団体と行政との協働によるまちづくりを進めるため、市民活動センター機能の拡充や協働の担い手の育成など、協働事業を充実させるとともに、広聴・広報活動の充実、情報の公開・提供などによる行政の透明性の向上を図り、参画・協働の推進に努めます。

また、女木島、男木島及び大島、それぞれの島の特性や瀬戸内国際芸術祭の経験をいかし、多様な主体が参加・協働して島の魅力をいかした島づくりに取り組むことにより、交流・定住人口の拡大を目指し、離島の振興に努めます。

政策2 相互の特長をいかした多様な連携の推進

相互の特長をいかした多様な連携を推進するため、近隣自治体と連携し、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を始め、経済成長や高次の都市機能の集積・強化に資する事業の充実に取り組むとともに、香川県との連携強化を図り、連携事業の創出に取り組みます。

また、産・官・学・金・労等、多様な主体との連携強化を図り、地域経済の活性化や各種課題の解決を目指します。

政策3 健全で信頼される行財政運営の確立

健全で信頼される行財政運営を確立するため、市民から信頼される職員を目指し、高松市人財育成ビジョンや高松市コンプライアンス推進施策を実施し、職員の意識改革と資質の向上など職員力の向上を図ります。

また、引き続き、行財政改革計画を策定し、進行管理を行う中で、行財政改革の推進を図るとともに、自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効率的に配分することにより、後年度に過大な債務負担を残さないよう効率的で効果的な行財政運営の推進に努めます。

まちづくりの目標

市民と行政が
ともに力を発揮
できるまち

政 策

1 参画・協働による
コミュニティの再生

2 相互の特長を
いかした多様な
連携の推進

3 健全で信頼される
行財政運営の確立

施 策

① 地域コミュニティの
自立・活性化

② 参画・協働の推進

③ 離島の振興

① 連携の推進

① 職員力の向上

② 効率的で効果的な
行財政運営の推進



基本構想

5 人口減少、少子・超高齢社会への対応

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、平成38（2026）年には1億2,000万人を下回り、60（2048）年には1億人を下回ると推計されています。本市の人口も同様に、今後、減少傾向が見込まれるとともに、高齢者人口の割合が増加するなど人口構成の変化が予想されます。

人口減少に伴い様々な悪影響が懸念される中であっても、本市が、活力を失わず、市民が真の豊かさを実感できる、持続可能なまちづくりを推進し、さらには、人口流出を食い止める、若しくは人口を呼び戻すことのできる都市として魅力を高めていくため、本総合計画は、人口減少、少子・超高齢社会への対応に主眼を置いた計画とします。

また、総合計画を補完・具体化していくものとして、下記の3つの分野の取組についても、総合的かつ戦略的に進めます。

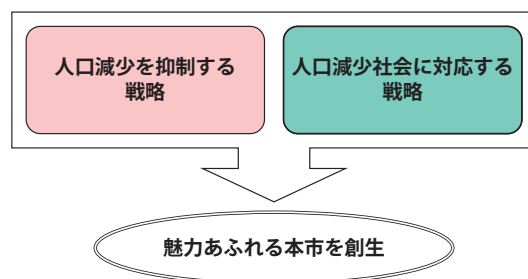
1 たかまつ創生総合戦略

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本市においても、たかまつ創生総合戦略を「人口減少を抑制する戦略」及び「人口減少社会に対応する戦略」の体系の下、策定しました。

将来の人口急減への備えとして、人口減少とそれに伴う地域経済の縮小の悪循環を断ち切り、地方において、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む「好循環」を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すとともに、その「好循環」を支える「まち」に活力を取り戻すことにつながるよう、幅広い分野での実効性のある対策に取り組めます。

たかまつ創生総合戦略の2つの戦略



2 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏

連携中枢都市圏構想は、人口減少、少子・超高齢社会にあっても、経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、地方圏域の中核的な役割を果たす中心都市と圏域内の市町が連携協約を締結し、新たな広域連携を進める都市制度です。

その中心となる連携中枢都市には、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの役割が期待されています。

本市は、圏域の中心都市として、構成する近隣市町はもとより、地元企業や大学、研究機関、金融機関等とも連携を図り、地域の特性や資源を最大限活用しながら、期待される3つの役割に関して、具体的に取り組んでいくことで、圏域全体の魅力の向上を図るとともに、四国内及び環瀬戸内海圏における中核都市としての拠点性を更に高めていきます。



基本構想

3 多核連携型コンパクト・エコシティ

我が国では、戦後、一貫して人口増加が続き、労働力や需要の拡大を前提として、公共事業などを始めとする社会資本の整備が進められてきました。

一方、人口減少、少子・超高齢社会の到来により、労働人口の減少、税収規模の縮小が見込まれる中、低密度な拡散型の都市構造は、これまで蓄積した社会資本ストックの維持管理等に係る経費の増大に加え、新たなインフラ整備に伴う行政コストの増大などにより、今後の健全な自治体運営に著しい支障を来すこととなります。

このような中、本市では、30年後、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるコンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、平成25年に策定した多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に基づき、集約拠点へ都市機能を誘導し、市街地の拡大を抑制する集約型都市構造への転換に取り組んでいます。

26年8月には、都市再生特別措置法が改正され、市町村は、住居や都市機能増進施設の立地の適正化などについて具体的に定める、立地適正化計画を策定することができることとされました。

この法改正は、本市が目指している多核連携型コンパクト・エコシティの推進を後押しするものであり、まちづくりの方向性を市民や事業者の方々と共有しながら、立地適正化計画を策定し、本市施策を将来にわたり着実に実現していきます。





基本構想

6 総合計画の推進

本市の目指すべき都市像の実現に向け、まちづくりの目標に掲げる施策の大綱の一つ一つを着実に実施していくため、総合計画の推進に当たっては、健全な財政運営を図るとともに、適切な進行管理に努めます。